

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>(「貨物の授受を目的とする交通」の意義等)</p> <p>24 - 2 法第 24 条第 2 項((貨物の授受を目的とする船陸間等の交通))に規定する「貨物の授受を目的とする交通」とは、船舶等(これらに乗り組んでいる者を含む。)との間で物品又は金銭の受渡しを行うことを目的とする交通をいう。ただし、<u>作業員</u>が荷役のためにする交通又は送迎人が花束の贈呈等のためにする交通のように実質的には、役務の提供のみを目的とし、又は単に儀礼を目的とする交通については、便宜、交通の許可を要しないものとする。</p> <p>(指定地外交通等の許可手続)</p> <p>24 - 4 法第 24 条第 1 項の規定に基づく指定地外交通又は指定地外貨物積卸しの許可の手続は、次による。</p> <p>指定地外交通又は指定地外貨物積卸しの許可は、それぞれ「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」(C - 2210) 又は「貨物の指定地外積卸許可申請書」(C - 2190) を 2 通提出して行わせ、許可したときは、うち 1 通にその旨を記載し、許可書として申請者に交付する。</p> <p>指定地外交通に対する税関長の許可は、原則としてその都度与えることとするが、業務の関係等により指定地外交通が継続的に行われる場合には、<u>最長 3 年間</u>を限度として適宜一定期間を定めて<u>一括して</u>その許可を与えることとして差し支えない。</p> <p>なお、指定地外交通の許可と指定地外積卸しの許可とを同時に申請する必要がある場合又は指定地外積卸しの許可と他所蔵置の許可とを同時に申請する必要がある場合においては、便宜、それらの申請を併せて行わせ、一括して許可を行うこととして差し支えない。</p>	<p>第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>(「貨物の授受を目的とする交通」の意義等)</p> <p>24 - 2 法第 24 条第 2 項((貨物の授受を目的とする船陸間等の交通))に規定する「貨物の授受を目的とする交通」とは、船舶等(これらに乗り組んでいる者を含む。)との間で物品又は金銭の受渡しを行うことを目的とする交通をいう。ただし、<u>沖仲仕</u>が荷役のためにする交通又は送迎人が花束の贈呈等のためにする交通のように実質的には、役務の提供のみを目的とし、又は単に儀礼を目的とする交通については、便宜、交通の許可を要しないものとする。</p> <p>(指定地外交通等の許可手続)</p> <p>24 - 4 法第 24 条第 1 項の規定に基づく指定地外交通又は指定地外貨物積卸しの許可の手続は、次による。</p> <p>指定地外交通又は指定地外貨物積卸しの許可は、それぞれ「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」(C - 2210) 又は「貨物の指定地外積卸許可申請書」(C - 2190) を 2 通提出して行わせ、許可したときは、うち 1 通にその旨を記載し、許可書として申請者に交付する。</p> <p>指定地外交通に対する税関長の許可は、原則としてその都度与えることとするが、業務の関係等により指定地外交通が継続的に行われる場合には、<u>最長 6 年間</u>を限度として適宜一定期間を定めて<u>包括的に</u>その許可を与えることとして差し支えない。</p> <p>なお、指定地外交通の許可と指定地外積卸しの許可とを同時に申請する必要がある場合又は指定地外積卸しの許可と他所蔵置の許可とを同時に申請する必要がある場合においては、便宜、それらの申請を併せて行わせ、一括して許可を行うこととして差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(貨物の授受を目的とする交通の許可の手続)</p> <p>24-5 法第24条第2項の規定に基づく貨物の授受を目的とする交通の許可の手続は、次による。</p> <p>許可の申請は、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記載し、許可書として申請者に交付する。</p> <p>令第22条の2第2項((貨物の授受を目的とする船陸間交通等の許可の一括申請))の規定による許可の一括申請は、上記の「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に原則として次の書類を添付して行わせるものとするが、税關において支障がないと認めたときは、それらの書類のうち必要ないと認めるものの添付を省略させて差し支えない。</p> <p>イ 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し</p> <p>ロ 写真2葉(最近6月以内に撮影したもの)</p> <p>ハ 交通者が法人又は人の代理人、使用人その他の従業者として交通する者である場合には、それらの法人又は人の従業者であることを証する書類</p> <p>二 法第24条第3項各号に規定する場合に該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>ホ その他税關長が必要と認めた書類</p> <p>当該一括申請をしようとする者が、上記イの書類の添付に代えて、住民基本台帳ネットワークを利用して行う税關職員による本人確認を希望する場合においては、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に代え、「住民基本台帳ネットワークを利用して行う税關職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書」(C-2215)を提出させることとする。</p> <p>上記による一括申請に係る許可をしたときは、令第22条の2第4項に規定する書類として、当該許可に係る各個人別に「船陸交通許可証」(C-2220又はC-2230)を交付する。なお、他の官庁等に係る証</p>	<p>(貨物の授受を目的とする交通の許可の手続)</p> <p>24-5 法第24条第2項の規定に基づく貨物の授受を目的とする交通の許可の手続は、次による。</p> <p>許可の申請は、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記載し、許可書として申請者に交付する。</p> <p>令第22条の2第2項((貨物の授受を目的とする船陸間交通等の許可の一括申請))の規定による許可の一括申請は、上記の「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に原則として次の書類を添付して行わせるものとするが、税關において支障がないと認めたときは、それらの書類のうち必要ないと認めるものの添付を省略させて差し支えない。</p> <p>イ 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し</p> <p>ロ 写真2葉(最近撮影したもの)</p> <p>ハ 交通者が法人又は人の代理人、使用人その他の従業者として交通する者である場合には、それらの法人又は人の従業者であることを証する書類</p> <p>(追加)</p> <p>三 その他税關長が必要と認めた書類</p> <p>当該一括申請をしようとする者が、上記イの書類の添付に代えて、住民基本台帳ネットワークを利用して行う税關職員による本人確認を希望する場合においては、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に代え、「住民基本台帳ネットワークを利用して行う税關職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書」(C-2215)を提出させることとする。</p> <p>上記による許可の一括申請があつた場合においては、最長6年間を限度として、適宜、一定期間を定めて包括的に交通の許可を行うものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>明書と兼用する場合にあっては、C - 2220 に準ずる様式によることとして差し支えない。</p> <p>(省略)</p> <p>船陸交通の一括許可を受けた者が指定された経路以外の経路を交通しようとする場合は、新たな許可申請を行わせるものとする。</p> <p>— 令第22条の2第3項に基づき、一括許可に条件を付すときは、上記により交付する船陸交通許可証に記載その他の方法により内容を明示する。また、既に行つた一括許可に条件を付すとき、又は、既に行つた一括許可に付された条件の内容の変更を行うときは、当該許可をした税関長は被許可者に対して適宜の方法により、付す条件の内容又は条件の変更の内容を通知するとともに、これらの一括許可に係る船陸交通許可証に記載その他の方法によりこれらの内容を明示する。</p> <p>(交通の許可の取消し)</p> <p>24 - 8 法第24条((船舶又は航空機と陸地との交通等))の規定による許可を受けた者が同条第3項各号((貨物の授受を目的とする船陸間等の交通を許可しないことができる場合))に掲げる場合に該当することとなった場合又は当該許可に付した条件に違反した場合においては、税関は、その許可を取り消すことができるものとする。</p>	<p>なお、この場合においては、必要に応じ包括許可に係る各個人別の「船陸交通許可証」(C - 2220 又は C - 2230)を交付する。</p> <p>(同左)</p> <p>船陸交通の包括許可を受けた者が指定された経路以外の経路を交通しようとする場合は、新たな許可申請を行わせるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(交通の許可の取消し)</p> <p>24 - 8 法第24条((船舶又は航空機と陸地との交通等))の規定によるその許可を受けた者が同条第3項各号((貨物の授受を目的とする船陸間等の交通を許可しないことができる場合))に掲げる場合に該当することとなった場合においては、税関は、その許可を取り消すことができるものとする。</p>
第7節 知的財産侵害物品（輸出）	第7節 知的財産侵害物品（輸出）
<p>(認定手続)</p> <p>69の3 - 1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ～ハ (省略)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(ロ) 「輸出（積戻し）差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸出者等又は申立人から点検の申請が</p>	<p>(認定手続)</p> <p>69の3 - 1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ～ハ (同左)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(ロ) 「輸出（積戻し）差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸出者等又は申立人から点検の申請が</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>あつた場合については、「<u>疑義貨物点検申請書</u>」(C-5618)(2部。原本、交付用)に「<u>認定手続開始通知書(輸出者等用)</u>」又は「<u>認定手続開始通知書(権利者用)</u>」の写しを添えて提出させる。</p> <p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第2項又は第3項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記<u>(二)</u>において同じ。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</p> <p>(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(八) 「<u>輸出差止申立書</u>」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸出者等又は申立人から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があつた場合であつて、次のいずれにも該当する場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合はこの限りでないこととするが、その理由を当該申出をした輸出者等又は申立人に対し説明するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「<u>認定手続開始通知書(輸出者等用)</u>」又は「<u>認定手続開始通知書(権利者用)</u>」に記載された疑義貨物の数量が5個以下の場合 — 当該申出をした輸出者等又は申立人(当該輸出者等又は申立人の他に実際に上記<u>(一)</u>の貨物の点検を実施する者がいる場合には、その者)の住所から疑義貨物が置かれている税関官署等まで、鉄道（新幹線を除く。）を利用して概ね二時間 	<p>あつた場合については、「<u>疑義貨物点検申請書</u>」(C-5618)(2部。原本、交付用)に「<u>認定手続開始通知書(輸出者等用)</u>」又は「<u>認定手続開始通知書(権利者用)</u>」の写しを添えて提出させる。</p> <p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第2項又は第3項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記<u>(八)</u>において同じ。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</p> <p>(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>以上の移動時間を要する場合</u></p> <p>(二)～(ト)（省略）</p> <p>ホ 輸出者等及び権利者への認定通知等</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記二(ト)の<u>の場合を含む。）又は上記二(ト)の</u>により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C - 5620）をもって通報するとともに、輸出者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ)（省略）</p> <p>及び（省略）</p>	<p>(ハ)～(ハ)（同左）</p> <p>ホ 輸出者等及び権利者への認定通知等</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記二(ハ)の<u>場合を含む。）又は上記二(ハ)の</u>により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C - 5620）をもって通報するとともに、輸出者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ)（同左）</p> <p>及び（同左）</p>
<p>（認定後の取扱い）</p> <p>69 の 3 - 3 - 1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税担当部門にも通報する。</p> <p>（省略）</p> <p>侵害物品に該当する物品</p> <p>「認定通知書（輸出者等用）」を輸出者等に交付した後、原則として異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸出されるおそれがある場合を除く。）は、法第 69 条の 2 第 2 項の規定による没収を行わないこととし、<u>侵害物品が国際郵便物である場合を除き、輸出者等に対し、前記 69 の 3 - 2 の のイの(1)の処理をしようようするものとする。なお、輸出者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。</u></p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p>	<p>（認定後の取扱い）</p> <p>69 の 3 - 3 - 1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税担当部門にも通報する。</p> <p>（同左）</p> <p>侵害物品に該当する物品</p> <p>「認定通知書（輸出者等用）」を輸出者等に交付した後、原則として異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸出されるおそれがある場合を除く。）は、法第 69 条の 2 第 2 項の規定による没収を行わないこととし、輸出者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(認定手続)</p> <p>69 の 12 - 1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署イ（省略）</p> <p>□ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(Ⅰ)（省略）</p> <p><u>(Ⅱ) 受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権又は意匠権に係るものを除く。）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(Ⅰ)にかかわらず、認定手続を開始する旨の通知は、輸入者等に対しては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」(C-5811)（国際郵便物にあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名あて人用）」(C-5813)）。以下この節において「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」という。）を、権利者に対しては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」(C-5815)をそれぞれ交付することにより行う。</u></p> <p><u>(Ⅲ)及び(Ⅳ)（省略）</u></p> <p><u>(Ⅴ) 上記(Ⅱ)により認定手続を開始する旨を通知した場合であって、輸入者等から令第62条の16第4項第5号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）があった場合は、知的財産調査官又は知的財産担当官は、申立人に対し輸入者等から争う旨の申出があった旨並びに申立人及び輸入者等に対し証拠を提出し、意見を述べることができる期限を速やかに通知する（申立人には「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」(C-5819)、輸入者等には「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」(C-5820)を交付するものとする。）この場合における上記(Ⅱ)の適用に当たっては、申立人及び輸入者等が証拠を提出し、意見を述べることができる期限の起算日は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又</u></p>	<p>(認定手続)</p> <p>69 の 12 - 1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署イ（同左）</p> <p>□ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(Ⅰ)（同左）</p> <p><u>(Ⅱ) 受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権又は意匠権に係るものを除く。）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(Ⅰ)にかかわらず、認定手続を開始する旨の通知は、輸入者等に対しては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」(C-5811)（国際郵便物にあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名あて人用）」(C-5813)）。以下この節において「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」という。）を、権利者に対しては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」(C-5815)をそれぞれ交付することにより行う。</u></p> <p><u>(Ⅲ)及び(Ⅳ)（同左）</u></p> <p><u>(Ⅴ) 新規</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日とする。</p> <p>八（省略）</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(1) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日（上記口の(口)により認定手続を開始する旨を通知した場合は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）の翌日から起算して1か月以内を目途として、次により行う。</p> <p>「輸入差止申立書」又は「輸入差止情報提供書」、これらの添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。</p> <p>なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸入差止申立てにおいて提出された外觀から侵害すると認める物品を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、侵害の事実を疎明する資料として提出されている侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などが記載された資料により確認を行うとともに、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。</p> <p>輸入者等及び権利者から提出された証拠及び陳述のあった意見により、認定手続を行う。ただし、上記口の(口)により認定手続を開始する旨を通知した場合において、令第62条の16第4項第5号に規定する期限までに輸入者等から争う旨の申出がないときは、認定手続中に輸入者等が自発的処理を行った場合を除き、「輸入差止申立書」及びその添付資料等により、侵害物品に該当するか否かを認定する。</p> <p>なお、上記の口の(ニ)又は(ホ)で設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証</p>	<p>八（同左）</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(1) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日から起算して1か月以内を目途として、次により行う。</p> <p>「輸入差止申立書」又は「輸入差止情報提供書」、これらの添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。</p> <p>なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸入差止申立てにおいて提出された外觀から侵害すると認める物品を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、侵害の事実を疎明する資料として提出されている侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などが記載された資料により確認を行うとともに、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。</p> <p>輸入者等及び権利者から提出された証拠及び陳述のあった意見により、認定手続を行う。</p> <p>なお、上記の口の(ハ)で設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通關解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するも</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>(ロ) 「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(C-5818)(2部。原本、交付用)に「<u>認定手続開始通知書(輸入者等用)</u>」、「<u>認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者等用)</u>」、「<u>認定手続開始通知書(権利者用)</u>」又は「<u>認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)</u>」の写しを添えて提出させる。</p> <p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の12第2項又は第3項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(ハ)において同じ。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</p> <p>(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(ハ) 「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から、認定手続において証拠を出し、意見を述べるため必要であるとして、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合であって、次のいずれにも該当する場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メール</p>	<p>のとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(ロ) 「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(C-5818)(2部。原本、交付用)に「<u>認定手続開始通知書(輸入者等用)</u>」又は「<u>認定手続開始通知書(権利者用)</u>」の写しを添えて提出させる。</p> <p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の12第2項又は第3項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(ハ)において同じ。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</p> <p>(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>による送信ができない場合はこの限りでないこととするが、その理由を当該申出をした輸入者等又は申立人に対し説明するものとする。</p> <p>「認定手続開始通知書(輸入者等用)」、「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者等用)」、「認定手続開始通知書(権利者用)」又は「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)」に記載された疑義貨物の数量が5個以下の場合</p> <p>当該申出をした輸入者等又は申立人(当該輸入者等又は申立人の他に実際に上記(口)の貨物の点検を実施する者がいる場合には、その者)の住所から疑義貨物が置かれている税関官署等まで、鉄道(新幹線を除く。)を利用して概ね二時間以上の移動時間を要する場合</p> <p>(二) (省略)</p> <p>(ホ) 「認定手続開始通知書(輸入者等用)」の日付の日(上記口の(口))により認定手続を開始する旨を通知した場合には、「証拠・意見提出期限通知書(申立人用)」又は「証拠・意見提出期限通知書(輸入者等用)」の日付の日から1か月以内(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第69条の20第1項の規定による求めを行うこととなる日までの間)に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p> <p>(ハ)及び(ト) (省略)</p> <p>ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等 知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記二(ト)の場合を含む。)又は上記二(ト)のにより認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C-5821)をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者</p>	<p>(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 「認定手続開始通知書(輸入者等用)」の日付の日から1か月以内(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第69条の20第1項の規定による求めを行うこととなる日までの間)に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p> <p>(ホ)及び(ハ) (同左)</p> <p>ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等 知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記二(ハ)の場合を含む。)又は上記二(ハ)により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C-5820)をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対し</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(1) 輸入者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸入者用）」(C-5822)(国際郵便物にあっては「認定通知書（名あて人用）」(C-5824)。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。)を交付する。ただし、上記二の(1)のただし書の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定（没収）通知書」(C-5823)を交付することとして差し支えない。</p> <p>なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（輸入者等用）」には、「任意放棄書」(C-5380)を添付する。</p> <p>(注) 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税担当部門（以下この節において「保税担当部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者等用）」を交付したことを通報する。</p> <p>(ロ) (省略) 及び (省略)</p> <p>（認定後の取扱い）</p> <p>69 の 12 - 4 - 1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税担当部門にも通報する。</p> <p>（省略）</p> <p>侵害物品に該当する物品</p> <p>侵害物品に該当する旨の認定に対し異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。）は、原則として、法第69条の11第2項の規定による没収又</p>	<p>て次により通知を行うものとする。</p> <p>(1) 輸入者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸入者用）」(C-5822)(国際郵便物にあっては「認定通知書（名あて人用）」(C-5824)。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。)を交付する。</p> <p>なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（輸入者等用）」には、「任意放棄書」(C-5380)を添付する。</p> <p>(注) 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税担当部門（以下この節において「保税担当部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者等用）」を交付したことを通報する。</p> <p>(ロ) (同左) 及び (同左)</p> <p>（認定後の取扱い）</p> <p>69 の 12 - 4 - 1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税担当部門にも通報する。</p> <p>（同左）</p> <p>侵害物品に該当する物品</p> <p>「認定通知書（輸入者等用）」を輸入者等に交付した後、原則として異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。）は、法第69条の11第2項</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は積戻命令を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合又は前記69の12-1のの木の(イ)ただし書に該当する場合を除き、輸入者等に対し、前記69の12-2ののイの(イ)又は(ロ)の処理をしようとするものとする。なお、輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。</p> <p>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)</p> <p>69の12-5 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記69の12-1のの木の(イ)ただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(1) 没収の場合</p> <p>発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第69条の11第1項第9号又は第10号該当物品没収通知書」(C-5836)(前記69の12-1のの木の(イ)ただし書に該当する場合は、「認定（没収）通知書」)以下この節において「没収通知書」という。)を交付する。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>口 (省略)</p>	<p>の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。</p> <p>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)</p> <p>69の12-5 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通關扱貨物の場合</p> <p>(1) 没収の場合</p> <p>発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第69条の11第1項第9号又は第10号該当物品没収通知書」(C-5836)(以下この節において「没収通知書」という。)を交付する。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>口 (同左)</p>